

1. 件名：MHI 原子力研究開発（株）の使用施設等の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和5年7月24日（月） 10時30分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

MHI 原子力研究開発（株）

安全管理部 部長他8名

5. 要旨

○MHI 原子力研究開発（株）（以下「使用者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項の規定に基づき、令和5年6月23日付けで使用前確認申請書（以下「申請書」という。）の提出があり、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

・申請書添付資料－4（3）地震による損傷の防止について

✓ 設計結果では、使用前検査対象となる非常用発電装置はEG室の床にアンカーボルトで固定をしなくとも、設計地震力により転倒しないことを確認していることから、地震による損傷の防止に係る検査は、当該アンカーボルトの施工状態について、横滑り防止に係る設計どおりであることを確認する方法のみに見直すこと。

✓ また、当該設備は、架台によりコンクリート土台に後施工アンカーにより設置され、かつ当該架台が当該土台からはみ出し設置される設計であることから、当該アンカーの施工設計が耐震設計上適正であることについて評価し、必要に応じ検査で確認すること。

・申請書添付資料－4（9）火災等による損傷の防止について

✓ （9）－1及び（9）－3において、各要求事項への適合に係る説明の要否判断の根拠として、当該設備が不燃材料により構成されていることを挙げているが、基本的に説明する論点が各要求事項に即していないため、適正な説明となるよう見直すこと。

・申請書添付資料－4（13）使用施設等の機能について

- ✓ (13) - 1は、通常時及び設計評価事故時の環境下で安全機能を発揮できることについて説明すること。
- ✓ (13) - 3は、機器又は配管の損壊に伴う飛散物が想定されるかについて記載の上、当該基準に適合することを説明すること。
- ・ 申請書添付資料 - 4 (22) 非常用電源設備について
  - ✓ (22) - 1は、給電が開始されていることを電圧測定により確認するに当たり、その基準値を明確にすること。
- ・ 今回の面談結果を踏まえ、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○使用者から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

配付資料：なし（使用前確認申請書（令和5年6月23日付け NDC社 発23-224号）を使用）

以上